

TKCモニタリング情報サービス通信

「TKCモニタリング情報サービス」の一層の普及により、
中小企業と地域金融機関との信頼関係を強固にします！



TKC全国会会長
坂本孝司

対
談



金融庁長官
井藤英樹

※肩書は対談当時のものです。

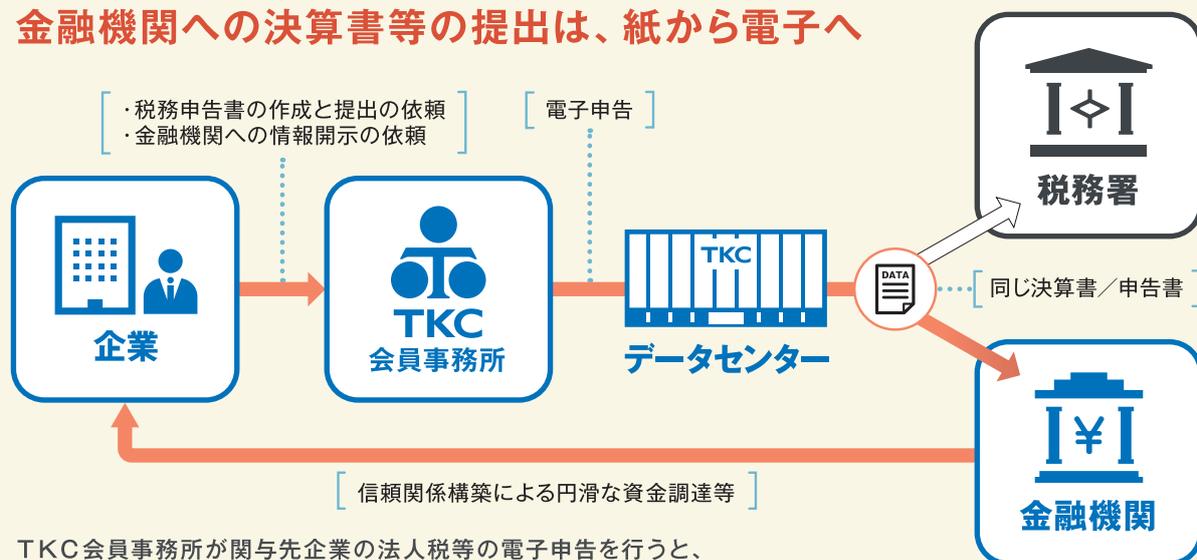
■ 井藤英樹金融庁長官とTKC全国会坂本孝司会長による対談	4
日本の中小企業金融における金融機関と税理士との連携の意義	
■ 千葉信用金庫とのトップ対談	12
宮澤英男理事長／TKC千葉会	
■ 中小企業庁が、TKC会員事務所の「月次巡回監査」を視察！	14

TKCモニタリング情報サービスとは

TKCモニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。

TKC FinTech 企業と金融機関の信頼関係を構築する情報開示のプラットフォーム
TKCモニタリング情報サービス

金融機関への決算書等の提出は、紙から電子へ



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した内容と同じ決算書・申告書等が、自動的に金融機関へ開示されます。

©TKC2019

特許取得済 第6375425号、第6419378号

TKCモニタリング情報サービスの内容

●決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

●月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

TKCモニタリング情報サービスは特許を取得しています

●【特許第6419378号】取得日:平成30年10月19日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステム

●【特許第6375425号】取得日:平成30年7月27日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステムの認証方法

株式会社TKCは、 FIT2025 (大阪会場※・東京会場)に参加します!

※大阪会場はセミナーのみ参加予定です

「FIT (Financial Information Technology) (金融国際情報技術展)は、金融総合専門紙『ニッキン』を発行する日本金融通信社が主催する国内最大の「金融機関のためのITフェア」です。

全国497金融機関※に対し35万件超の決算書を開示する「TKCモニタリング情報サービス (以下、本サービス)」について、金融機関の活用事例をご紹介します。

※2025年6月30日時点

大阪会場

- 開催日：2025年9月4日(木) 12:00~12:40
- 会場：グランフロント大阪(ナレッジキャピタルコングレコンベンションセンターA会場)
- 概要：尼崎信用金庫にご登壇いただきます。同金庫は、地域や取引先の新たな価値を創造することで、持続可能な社会の実現、地域活性化に努め「ともに成長」することをめざしています。講演では、その一環として、本サービスを活用した取引先の経営課題解決に向けた取り組みについてご紹介いただきます。

東京会場

- 開催日：2025年10月9日(木)・10日(金)
- 会場：東京国際フォーラム
- 概要：セミナーでは、足利銀行および栃木県信用保証協会にご登壇いただきます。出展も予定しています。

ご参考 過去の金融機関事例は下記からご確認ください

1. TKCグループホームページ (<https://www.tkc.jp/fx/bank/>)
 2. 「TOP」メニュー、又は「金融機関の皆様へ」メニューからご視聴ください。
- FIT2024
千葉銀行が、本サービスを活用した「タイムリーな顧客管理・提案」について講演
 - FIT大阪2024
京都信用金庫が、本サービスによる「取引先の実態把握・資金繰り支援の推進」について講演



●お問い合わせ先

日本の中小企業金融における金融機関と 税理士との連携の意義

中小企業の本業支援をはじめ経営改善・事業再生支援など、金融庁は地域金融機関に「金融仲介機能の発揮」を促している。そのトップの井藤英樹長官を坂本孝司TKC全国会会長が訪ね、中小企業金融における地域金融機関と税理士（認定支援機関）との連携のあり方や、期待される役割等について語り合った。

◎進行／TKC出版社長 内菌寛仁

■とき…令和7年4月4日金

■ところ…金融庁長官応接室

——本日は公務ご多忙の中、井藤英樹金融庁長官に坂本会長との対談の時間を作っていただきました。

坂本 井藤長官には金融行政の方向性をお伺いするとともに、中小企業金融における地域金融機関と税理士による連携

のあり方等について意見を交わせれば幸いです。よろしくお願いいたします。

——井藤長官は、東京大学法学部を卒業後、大蔵省（当時）に入省されていますが、その経緯をお話しいただけますか。井藤 もともと公務員志望ではありま

Photo：中島淳一郎

井藤英樹 金融庁長官

対談

せんでした。父が弁護士だったこともあまりなかったのです。そんな思いでいたのですが大学3年後期試験の後、隣の学部の校舎に公務員試験の願書が置いてあり、周囲の友人の影響もあって試験に受験してみました。その後、人生勉強のつもりで官庁訪問をするうちに国のために仕事ができることのすばらしさに気づき、最終的に大蔵省に採用してもらったというのが実際のところですよ。

学生時代を少し振り返ると、私は典型的な理系の頭で、数学はほとんど苦勞しませんが、歴史や暗記ものはからつきし駄目でした（笑）。ただ、読書は好きで歴史の本を含めてよく読みました。『ドン・キホーテ』（岩波文庫）を全巻読んだのもその頃です。



巻頭

坂本孝司 TKC全国会会長

坂本 入省後、特に印象に残っている出来事などはありますか。

井藤 本当にやりがいのあるいろんな経験をさせてもらいました。特に若い頃の留学や、郵政省（当時）に出向してインターネットのはしりの時期に情報通信の振興に関する総合的な政策の企画、推進に携わり、テクノロジーが世の中をどう良くできるかと考えることができた経験は、その後仕事をするうえで役に立っています。

大蔵省時代は予算編成に最も長く携わり、主査を4年、主計官を2年務めました。そのうち5年間は文部科学担当として科学技術や教育関係の問題に深く関わ

ることができました。また、国税庁では旭川東税務署長を務めたことや酒の免許を担当したことがあり、TKC全国会や会員の皆様のごことはよく知っていました。

坂本 ありがとうございます。井藤長官は、自見はなご前内閣府特命相・自民党参議院議員の御父様である自見庄三郎金融相（当時）の秘書官も務められたと伺っています。その頃（2011年）はちょうど国際会計基準（IFRS）の導入を巡って国内で激論が交わされていた時で、TKC全国会・TKC全国政経研究会では、「わが国においては、会社法上の確定決算に基づき課税所得を税法上計算する確定決算主義を採用しており、

とりわけ中小企業においてはコスト・ベネフィットの観点からも優れた会計制度であること等を踏まえ、IFRSは中小企業の会計とは切り離すべき」と主張しておりました。自見庄三郎先生にはそのことを非常によく理解していただきました。そのことが、のちの「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」制定に大きく影響したわけですから、自見金融相のご英断は正しかったと実務家としてもあらためて思います。

井藤 自見金融相は、東日本大震災等によるさまざまな影響やコスト面等を踏まえつつ、IFRSは強制適用しないとご決断されました。常に国益という大きな観点から物事を考え、非常に勉強熱心な方でした。肩書や役職等に全くこだわることがなく、その問題を最も分かっている人から積極的に話を聞いていらっしやっただのが印象に残っています。

金融機関は税理士等の外部専門家との積極的な連携で地域の支援ネットワーク強化を

——金融庁が進めておられる経営者の個人保証に依存しない融資促進や本業支援等の今後の中小企業金融の動向は、私

ども税理士にとっても関心が高い分野です。井藤長官のお考えをお聞かせいただけますか。

井藤 経営者保証に依存しない融資の促進については、経営者の個人保証が起業や円滑な事業承継、早期の事業再生等を妨げる要因となっていることから、これまで政策課題として取り組んできました。私自身、地域金融を担当する銀行第二課長を務めたことがあるため、当時から問題意識を持っていました。

ご承知の通り、令和4年12月に関係省庁と連携して「経営者保証改革プログラム」を取りまとめ、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速していきます。現在、金融機関の新規融資に占める経営者保証に依存しない割合はその半数を占めるくらいとなり、金融機関の意識改革も随分進んできたと感じます。融資を受ける企業にとって「経営者保証に関するガイドライン」のいわゆる3要件（法人と個人との関係の明確な区分・分離、財務基盤の強化、財務状況の適時適切な情報開示）を充足し、経営者保証が不要となる状態になることが非常に重要と考えます。

中小企業においては現在、物価高や人

手不足、さらに足元では米国の関税政策の影響など、さまざまな課題があります。こうした多様な課題を的確に捉え、本業

支援はもとより、経営改善・事業再生支援等にきめ細かく対応していくことが金融機関にとって重要な取り組みとなります。事業者の高齢化等による休廃業も増加しているため、事業承継やM&Aの円滑な支援も求められます。こうしたことを我々は広い意味で「金融仲介機能」と呼んでいます。金融機関にはその役割をしっかりと果たしていただきたいと思えます。

同時に、金融機関自身の事業者支援態勢の充実はもちろんのこと、税理士をはじめとした地域の外部専門家との積極的な連携によって支援ネットワークが強化され、企業の成長や円滑な事業承継等が一層進んでいくことを期待します。

坂本 TRC全国会では、全国の金融機関と地元TRC地域会（全国20地域会）による「トップ対談」や「実務者協議」等を通じて、相互に理解を深める「顔の見える関係」構築に努めているところですが、金融機関と税理士の連携が進んできている実証としては、家森信善神戸大学経済経営研究所教授等が実施している経済

産業研究所（RIETI）のプロジェクトによる直近2023年の「地域金融機関支店長へのアンケート調査」（全国2516名の支店長が回答）において、「税理士には、税務以外の幅広い分野での連携を期待している（47・5%が回答）」、「税理士との連携した支援が取引先の再生・成長に有益だった事例がある（42・3%が回答）」等があり、両者の関係が良い方向に進んできていることがうかがえます。

井藤 それはすばらしいことですね。今後も相互の連携が強化され、日本の中小企業金融の円滑化に資することを期待しております。

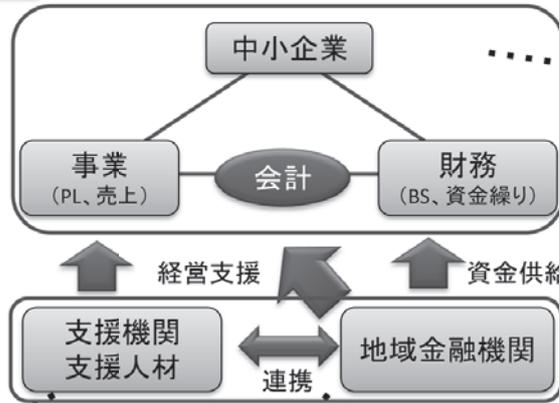
経営者の「親身の相談相手」である税理士が認定支援機関として果たす役割に期待

——ただいまお話にあった「地域金融機関と税理士の連携強化」について、金融行政方針を踏まえ、税理士に果たしてほしい役割等があればお聞かせください。

井藤 金融庁では昨年4月に監督指針を改正し、金融機関に対して一歩先を見据えた早期の対応や顧客企業に対するコンサルティング機能の充実・強化を求めてきました。やはり、金融機関がよ

3-④. 経営支援の担い手の多様化・活性化／中小企業金融

具体的な施策のあり方



中小企業の財務経営力の強化

- 新たな会計ルールの整備・活用
→ 記帳能力など中小企業の実態に即した会計ルールの整備
- 自らの経営状況(PL、BS等)や資金繰りへの説明能力を高める
→ 期中管理(経営計画や資金計画の作成等)体制の定着及び金融機関に対する説明能力の向上支援

経営支援の担い手の多様化・活性化

- 経営支援の担い手の多様化・活性化を図る制度的措置
→ 商工会等の支援機関に加え、中小企業に対して高度かつ専門的な経営支援を行う金融機関や税理士事務所等を取り込むことにより、経営支援の担い手の多様化・活性化が図られるよう法的措置の検討

支援機関と金融機関の連携強化、人材育成

- 金融と経営支援の一体的取組(リレーションシップ・バンキング)の推進
→ 改正された監督指針の着実な実施 等
- 支援機関と金融機関の連携強化
→ 中小企業支援ネットワーク強化事業の活用(専門家の活用)、経済産業局と地域金融機関の連携強化に向けた「金融連携プログラム」の一層の推進
- 高度、専門的な支援人材の育成
→ 優れた支援機関(支援人材)が地域金融機関等の新たな担い手となる人材を受け入れて研修を行う事業に係る補助

(出典：国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11094748/www.meti.go.jp/committee/chuki/kigyoyoryoku/006_05_00.pdf)

りきめ細かに、本当に役に立つ事業者支援を行うためには、さまざまな外部専門家と連携することが非常に重要です。特に税理士の皆さんは、小規模事業者を含む幅広い事業者にとって一番身近な存在であると思います。事業者の財務状況をいち早く、かつ継続的にご覧になりますし、また経営改善や事業再生に必要な税務・会計に関する専門知識を有しています。経営者は事業承継等の重要な決断に際して、顧問税理士に最初に相談することが多いと聞きます。皆さんはこうした強みをお持ちです。

現在、政府の経営改善計画策定支援事業等の担い手である認定経営革新等支援機関(認定支援機関)の約7割が税理士や税理士法人であると承知しています。税理士の皆さんには事業者の経営状況に変化の兆しが見られた場合や、事業者が悩みを抱えた局面においては、ぜひ金融機関ともよく連携し、その支援に取り組んでいただきたいと思います。

また融資先企業にとって金融機関は敷居が高く、困っている問題を相談しにくい面もあろうかと思えます。税理士の皆さんにはその橋渡しの役割も積極的に果たしていただければありがたいと思います。

坂本 認定支援機関制度に関して申し上げますと、東日本大震災で激しく傷んだ中小企業の経営を強くしていくことを目的に、2011年に経済産業省に「中小企業政策審議会企業力強化部会」が発足し、私も税理士として委員に任命されました。その会議の冒頭で「普段から中小企業の経営者に接しているのは雨の日も風の日も自転車やオートバイを走らせて訪問している信用金庫などの職員の皆様と、日本の法人の9割超に関与している税理士事務所なので、この二者を活用すべき」ということを申し上げました。



そうして2012年8月に認定支援機関制度が誕生し、その中で、支援機関・支援人材に税理士等の専門家を認定し、地域金融機関と連携して「会計」の活用を通じて中小企業支援にあたる、と定義されました。

——本制度創設後、経営改善計画策定支援事業や早期経営改善計画策定支援事業（旧ポストコロナ持続的発展計画事業、現バリエーションアップ支援事業）の計画策定支援等における指導・助言というスキームが作られ、コロナ禍においても補助金申請等さまざまな中小企業支援施策に生かされてきました。

井藤 そうした状況は承知しています。中小企業支援の枠組みとして重要だと思えますし、地域の課題が多様化する中で金融機関と外部専門家の支援ネットワークの強化は重要なテーマです。銀行第二課長を務めたこともあり地域経済への思いは強くありますが、真の地方創生というものを実現するには、支援に向けて地道な、ある種泥臭い取り組みが求められると思います。

坂本 今の井藤長官のお言葉を聞いて、「我が意を得たり」とうれしく思います。マクロな視点は重要ですが、我々はミク

ロな視点で個々の中小企業へのきめ細かな支援、円滑な中小企業金融に取り組んでいます。認定支援機関の大宗を占めている金融機関の皆様と我々税理士が連携したうえで、その制度創設の背景と趣旨も踏まえて、今後も役割を果たしてまいりたいと考えます。

金融機関と税理士は同じ認定支援機関として「中小会計要領」の活用が求められる

坂本 認定支援機関制度とほぼ時を同じくして生まれたのが「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」です（2012年2月公表）。冒頭にお話しした国際会計基準（IFRS）強制適用を巡る話に関係しますが、「中小企業の会計に関する検討会」（中小企業庁と金融庁が共同事務局で運営）において、中小企業向け会計は大企業向け会計とは性質が違うことが示されました。私はその委員も務めました。最終的に、中小企業の実態によくフィットし会計と税制の親和性が図られるとともに、金融庁が事務局に入ってくれたことで権威ある会計ルールとなりました。

中小会計要領の活用促進は金融機関に

■資料2 経営革新等支援機関の法的根拠(抜粋)

○中小企業等経営強化法

(平成十一年三月三十一日法律第十八号)
(略) 令和五年法律第六十一号改正

(略)

(認定経営革新等支援機関)

第三十一条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行う者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

○中小企業等の経営強化に関する基本方針

(平成十七年五月二日)
(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号)
改正 平成二四年八月三〇日総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
(略) 令和三年七月三十日厚生労働省、経済産業省
告示第一号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業等の経営強化に関する基本方針を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

(略)

第3 経営革新

1 経営革新の内容に関する事項

(略)

3 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

(略)

四 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国や都道府県は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営革新の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

(略)

第5 経営革新及び経営力向上の支援体制の整備

1 経営革新等支援業務の内容に関する事項

中小企業の経営革新のための事業又は中小企業者等の経営力向上に係る事業を支援するため、経営革新等支援業務を実施するに当たっては、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や中小企業者等に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有している者により、次に掲げる業務を行うこととする。

(下線追加)

■資料3 認定支援機関制度と中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)制定と主な変遷

	認定支援機関制度	中小会計要領
1999年(平成11年)	「中小企業経営革新支援法」成立(3月)	
2002年(平成14年)		中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会」を設置(3月) 「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表(6月)
2005年(平成17年)	「中小企業新事業活動促進法」に改正(4月)	日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・ 企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針」を公表(8月)
2010年(平成22年)		中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会」を再開(2月) 「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」を公表(9月)
2011年(平成23年)	中小企業庁「中小企業政策審議会企業力強化部会」を開催(6月～ 12月)	中小企業庁・金融庁「中小企業の会計に関する検討会」および 「同検討会WG」を設置(2月)
2012年(平成24年)	中小企業庁「中小企業政策審議会企業力強化部会 中間取 りまとめ」を公表(3月) 「中小企業経営力強化支援法」に改正(8月)、「経営革新等支 援機関制度」を創設	「中小企業の会計に関する基本要領」を公表(2月)
2013年(平成25年)	「経営改善計画策定支援事業(405事業)」の計画策定支援	
2016年(平成28年)	「中小企業等経営強化法」に改正(7月)	
2017年(平成29年)	「早期経営改善計画策定支援事業(プレ405事業、のちにポストコ ロ事業)」の計画策定支援	
2018年(平成30年)	「特例事業承継税制」の「特例承継計画」申請時の指導・助言	
2020年(令和 2年)	「固定資産税等の減免制度」の適用支援	
2021年(令和 3年)	「一時支援金」事前確認、「事業再構築補助金」事業計画策定支援	
2025年(令和 7年)	「早期経営改善計画策定支援」の通称をポストコロ事業から バリューアップ支援事業(Vアップ事業)に変更	

においても「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針（2005年5月2日総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号 最終改正2016年7月1日同告示第1号）」等から求められています。税理士と金融機関は同じ認定支援機関としてのその活用・普及を図り、中小企業に貢献することが重要と考えます。

中小会計要領は大企業にとつての会計基準である時価主義を中心とした国際会計基準とは一線を画した取得原価主義に基づく損益アプローチであることが特徴です。我々は金融機関とのトップ対談や勉強会等を通じてこうした点も理解していただき、中小会計要領が尊重されるように取り組んでまいります。

井藤 私も現場におりましたので、中小会計要領制定の経緯や目的、意義はよく知っております。さらに有効に活用されることを期待しております。

坂本 現在、TKC会員事務所の関与先企業においては、約37万社（令和7年2月末時点）が中小会計要領などに準拠した計算書類を作成するなど相当程度普及し、社会的なインフラとなりつつあります。中小企業の会計の透明度が向上し

てきているということでもあります。

——TKCでは、金融機関と融資先の関与先企業、そしてTKC会員税理士の連携を強化するため、経営者の了承のもと、その企業の月次試算表や税務署へ提出したものと同じ年度決算書等を金融機関にクラウドサービスで無償で提供する「TKCモニタリング情報サービス(MIS)」を推進しており、現在、全国で約500の金融機関にご利用いただいています。

坂本 企業が銀行ごとに決算書を作るというのはまれに耳にしますが、MISであれば税務署へ提出したものと同じ決算書等のデータが金融機関へ送信されるため改ざんの余地がなく、信頼を寄せていただいています。タイムリーな経営情報の把握や融資資料の作成等に寄与し、業務の効率化が図られたといった声も多く寄せられています。

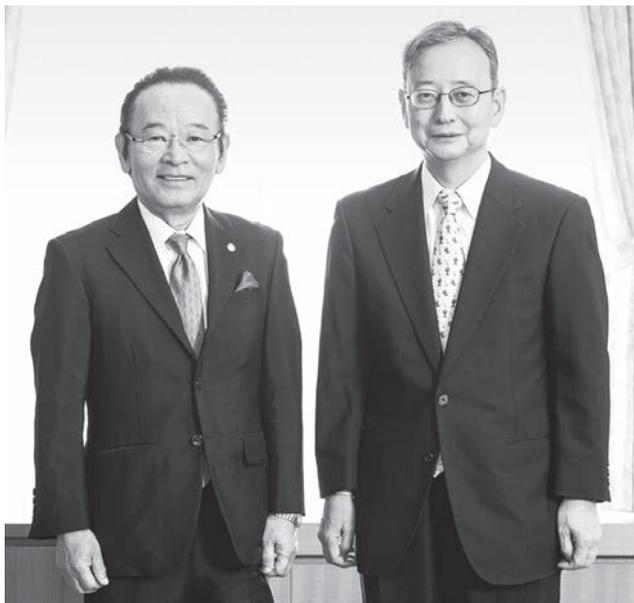
井藤 マンパワー不足という課題がある中、ICTの活用によって融資先企業の正確な財務情報等がタイムリーに届けば、金融機関にとっては、従来そこにかけていた人手や時間をより重要などころにあてることができます。情報通信の活用、電子的な取り組みは引き続き積極的に推進いただければと思います。

企業にとって一番身近な存在である税理士に 経営者と金融機関の橋渡しをしてほしい

坂本 TKC会員事務所では、関与先の年度決算期終了後に「決算報告会」を開催して、事業年度開始時に立案した経営計画との予実対比等を行っています。今後、金融機関と税理士との連携をより深めていくために、この「決算報告会」にメインの金融機関に参加いただく提案を行いたいと考えています。そこで重要なことは、金融機関の皆様も人手不足という課題を抱えている中、例えば我々の関与先企業の中の融資先で特に気になる企業や、融資はしていないがより強い関係を作りたい優良企業等に絞り、顧問税理士と一緒に参加いただくことを想定しているという点です。

井藤 金融機関、取引先、役員・従業員等さまざまな利害関係者がその企業の最新の財務状況や経営方針、経営の方向性等を深く理解することは大変重要です。融資先企業の皆さんのためになることが何よりであり、「決算報告会」がそうした機会の一つとなるのであれば有意義であらうと思います。

坂本 関与先経営者をはじめ幹部社員



や後継者、金融機関の支店長や担当者、我々会計事務所などが一堂に会し、その場で包み隠さずすべて共有することがポイントです。定量要因は決算書等で分かるので、定性要因に関して一步踏み込んで課題等を明らかにする、あるいは何か疑問があればその場で解消していく。事業承継等を考えるきっかけにもなると思います。「決算報告会」において、経営が順調な経営者から、例えば「今年中に用地を取得して工場を増設したい」「補助金も活用して1000万円の機械を入れたい」といったご相談はよく受けますが、そうしたことが、金融機関に同席いただくこ

とでよりスムーズな対応が可能となります。また、決算書を見た金融機関に、固定資産の計上が取得原価主義に基づくものだった場合、それは中小会計要領に準拠したものであること等をお伝えできるなど、その場でやりとりできることは有効だと思います。

やはり日本経済を伸ばす牽引力となるのは優良企業です。さらに伸びる可能性があるにもかかわらず、金融機関との間に「顔の見える関係」が十分に構築されていない地元優良企業が少なくないと思われまます。我々顧問税理士から見ても関与先企業の中でこれから伸びていく、あるいはすでに優良な企業について、地元金融機関とのより密接な接点を作ることでその企業の存続と発展に向けたネットワークができることは有意義であり、双方にとってプラスになると考えています。経営改善などが必要な企業を支援しつつ、そうした元気な企業を共に支援していければ地域経済の活性化に貢献できるのではないのでしょうか。

——最後に、税理士への期待、メッセージをお願いします。

井藤 金融庁としては金融機関に対して、税理士をはじめとする専門家と積極

的に連携を図り、事業者が抱えるさまざまな課題を的確に捉えて、きめ細かな事業者支援を行ってほしいと引き続き求めています。地元における金融機関と外部専門家の支援ネットワーク強化の点からも、企業にとって一番身近な存在である税理士の皆さんが金融機関と連携を深めるとともに、その橋渡しをしていただくことを期待します。

坂本 ありがとうございます。中小企業により強く成長してほしいというのが地元で生きる地域金融機関、我々税理士の共通の願いです。本日申し上げた「決算報告会」の場なども活用して、中小企業とそのステークホルダーである地域金融機関との信頼関係を強固にし、中小企業を取り巻く関係者間の「顔の見える関係」構築に貢献したいと考えております。

(構成／TKC出版 清水公一朗)

井藤英樹◎いとう・ひでき

1964年9月生まれ。岡山県出身。1988年東京大学法学部卒業後、大蔵省(現財務省)入省。郵政省通信政策局政策課、旭川東税務署長、主計局主査(文部科学係ほか)、大臣官房文書課広報室長、金融庁監督局銀行第二課長、主計局主計官(文部科学係)、金融庁総合政策局政策立案総括審議官、金融庁企画市場局長等を経て、2024年7月から金融庁長官。

「金融機関トップ対談」シリーズ

TKC千葉会

千葉信用金庫・宮澤英男理事長とのトップ対談

■とき…令和7年2月6日(木) ■ところ…千葉信用金庫本店会議室

「顔の見える関係」で中小企業の支援を

加藤(会長) TKC千葉会では、日頃より地域金融機関との勉強会や対談、交流会を実施しています。本日の対談により、職員の皆様とTKC会員とのご縁が一層深まることを期待しています。

宮澤(理事長) 千葉信用金庫は、昨年6月4日に創立100周年を迎えました。これからおお客様の課題に寄り添い、非金融面を含めたサービスが重要であると考えています。そのうえで、中小企業の経営状況や課題、将来の展望を把握しているTKC会員の皆様との連携がますます重要になると確信しています。

荒木(副会長) TKC全国会は、月次巡回監査をベースとして、書面添付制度の活用や経営助言業務と併せ、TKCモニタリング情報サービス(MIS)による金融機関への情報提供を進めています。

また、経営者の計数管理意識を高めるために、月次決算の結果が社長のスマートフォンに届く「月次決算速報サービス」を開始しました。今後も中小企業の支援に取り組んでまいります。

経営者保証ガイドライン(GL)の取組み

古川(副部長) 経営者保証は、本来企業の事業性評価により付与するかを判断すべきで、保証が必要な場合はその理由をお客様に説明し、どのようにすれば保証を解除できるかのアドバイスをを行うように営業職員を指導しています。庫内の研修会議等で進捗状況や注意事項を確認することで理解を深め、保証に依存しない割合が増えています。

融資先においても、経営者保証が当たり前の意識でしたが、事業

性評価で融資の判断をすることを説明しながら進めています。

保科(専務理事) 保証なしの割合を上げればよいのではなく、職員の目利き力を強化して、経営者に理解してもらい、どうすれば保証を外せるのか、共通認識を持つのが一番大事だと考えています。

知念(副会長) TKCでは、GLにある「法人と経営者との関係の明確な分離」を担保するものとして、書面添付制度に取り組んでいます。今回様式改訂により、巡回監査の実施状況(関与度合)の記載が求められました。また、「顕著な増減理由」も会社の状況把握の参考になります。事業性評価に寄与する資料として、ぜひ活用していただきたいです。

出席者(敬称略)

■千葉信用金庫

理事長	宮澤 英男
専務理事	保科 和彦
常務理事	石橋 英樹
常勤理事	岡田 信夫
企業サポート部 部長	増井 重茂
融資部 副部長	古川 茂

■TKC千葉会

会長	加藤 人美
副会長	知念 直仁
副会長	荒木 康仁
中小企業支援委員長	田中 秀樹
巡回監査・事務所経営委員長	粟飯原 靖司
事務局長	藤本 聡之
千葉SCGサービスセンター長	藤林 貴

MISを企業の直近の業績把握に役立てる

田中(委員長) MISにおける月次試算表提供サービスは、巡回監査による鮮度の高い月次決算データを金融機関に提供するサービスです。千葉信金様は全国の信金の中でも月次試算表提供サービスの利用割合が高い状況です。

栗飯原(委員長) 月次試算表提供サービスはさらに増やす必要があると考えています。金融機関側からも利用のお声があります。さらに進むと思います。

古川(副部長) 月次試算表提供サービスは、融資の稟議の際など、直近の業績を把握するうえで大変役に立っています。

栗飯原(委員長) ぜひ経営者との対話にもお役立てください。

事業承継の取り組み

宮澤(理事長) 中小企業は少なからず赤字企業もあり、承継のハードルは非常



(前列)宮澤英男理事長(左から2人目)を囲んで。右へ加藤武人会長、知念直美副会長、左へ保科和彦専務理事
(後列)左から古川茂副部長、増井重夫部長、石橋英樹常務理事、荒木康仁副会長、田中英樹委員長、栗飯原靖司委員長

に高いと感じています。財務体質の改善を目指し、中長期の事業承継を段階的に支援していく必要があります。今すぐ事業承継の結果を求めることはできません。

知念(副会長) 事業承継を支援する際は中期計画を立て、赤字解消のタイミングを経営者と一緒に考えています。中期計画立案のタイミングで金融機関にも参画いただき、方向性を互いに共有していくことが重要かと思えます。

宮澤(理事長) 確かに、私たちは金融

支援といった税理士と違った形での支援ができるので、連携することで事業承継が成功する可能性が高まると思います。

一方、金融機関側は経営者の悩みを把握しきれないこともあるため、互いに課題を共有し支援できると理想的ですね。

田中(委員長) 事業の磨き上げも含め、一緒に活動できればと思います。

行職員向け研修会の開催について

田中(委員長) これまでのお話を踏まえ、今後職員様向けの勉強会を開催させていただきたいと考えています。お配りしたテキスト『決算書の信頼性の見極め方』は営業店職員様の目利き力を高めるのに役立つ内容となっています。勉強会について要望等がございますか。

増井(部長) 以前営業店にいた時に、TKC会員事務所の決算書は本当に信頼性が高い、と実感していました。営業店職員に決算書の作成のしくみや巡回監査などの活動を紹介してもらうことで、MISの利用拡大にもつながり、決算書の目利き力も深まっていくと思います。勉強会を通じて、TKC会員と営業店職員との関係が構築できると大変ありがたいです。

加藤(会長) 職員様が勉強会に多くご参加いただき、ご縁を深め、「顔の見えぬ関係」を築いて地元中小企業の発展とともに支援していくことがわれわれの願いです。今後ともよろしく願っています。

宮澤(理事長) これからもよろしくお願いたします。
(TKC千葉SCGサービスセンター長 藤林貴之)

中小企業庁が、TKC会員事務所の「月次巡回監査」を視察！

中小企業庁の担当官が、高田勝人税理士事務所（TKC四国会）の関与先企業5社を訪問し、税理士や巡回監査士による月次巡回監査で行われる業務や、税理士事務所と関与先企業との関わりなどを見学、ヒアリングも実施された。（令和7年5月20日（火）―21日（水））

視察の経緯・目的

中小企業庁では、令和6年12月に「円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会（座長・家森信善 神戸大学教授）」を設置し、とりわけ、「ゼロゼロ融資を受けた中小企業（保証付融資先）」の早期支援に向けたモニタリングを進めるための予兆管理や事業者支援のあり方の研究が開始された。（参照…『TKC会報』令和7年6月号「中小企業金融は次のフェーズへ」「モニタリングの高度化」が鍵を握る」）。

その中で、TKC会員事務所が「月次巡回監査」で事業者との対話や経営状況の把握を行い、さらに信用保証協会や金融機関に財務データを提供する取り組み（TKCモニタリング情報サービス）が注目されたことから、TKC会員事務所が実際に「月次巡回監査」においてどの

ような事業者支援を行っているかを視察し、今後の中小企業支援施策の参考とすることを目的として、このたび高田勝人税理士事務所（TKC四国会）ならびに関与先企業の皆様（5社）のご協力の下、本視察が企画された。

中小企業庁金融課の上田大晃課長補佐と財務課の田尻雄裕課長補佐が、5月20日―21日の2日間にわたり視察した。

視察内容

株式会社社長曾鉄工所

「月次決算は企業経営に必須」

（株）長曾鉄工所では、月次巡回監査において税理士事務所からどのような支援やアドバイスを受けているか等のヒアリングが行われた。過去、月次決算の支援を希望して高田税理士事務所に関与を依頼した経緯や、経営の舵取りには正確な月

次決算が欠かせないこと、そのための管理体制の構築やその運用方法が説明された。

また、昨今の環境変化から人材難や関税への対応など、地域中小企業が受ける影響等について意見交換がなされた。

（株）長曾鉄工所 業種・機械部品製造業
年商：17・5億円、関与年数：40年超

ピーコックフーズ株式会社

「FX4クラウドを活用した経理業務の合理化支援」

ピーコックフーズ（株）では、経理業務の合理化を支援する「銀行信販データ受信機能」や販売管理システム等との「仕訳連携機能」の設定や活用シーン、巡回監査時のチェック内容や変動損益計算書による業績確認ポイント等が披露された。FX4クラウドを企業の実態に合わせて事務所がカスタマイズを支援することに

視察の様相



ヒアリングで経営の舵取りには正確な月次決算が欠かせないことを確認

——長曽鉄工所



FXクラウドシリーズによる銀行信販データ受信機能や仕訳連携機能等を活用した入力業務の省力化支援、変動損益計算書による経営者への業績報告の実施

——ピーコックフーズ



月次巡回監査後のTKCモニタリング情報サービスによる金融機関への月次試算表等の送信

——むらかみ



経営者への決算報告会の実施（継続MASによる計画策定支援、標準保障額の算定）

——PENTA FARM



高田勝人税理士事務所の支援により、事業再構築補助金を活用した新規事業に関する設備投資を実施

——うしろのしょうめんだあれ

より、事業者における仕訳入力作業の約70%が自動化されていた。「円滑な事業再生に向けたモニタリングの高度化に関する研究会」において課題とされた「モニタリングに必要な月次データ（仕訳）の生成やこれに係る事業者の負担」が軽減されている様子が確認された。

■ピーコックフーズ(株) 業種…食肉加工製造業、年商…10・4億円、関与年数…23年

株式会社むらかみ

「TKCモニタリング情報サービスで、財務データを送信」

(株)むらかみでは、米等の物価（仕入値）高などの業界を取り巻く環境や、これに対する事務所の支援内容、国の中小企業支援施策の活用についてヒアリングおよび意見交換が行われた。とりわけ、月次巡回監査完了（月次決算）後に、TKCモニタリング情報サービスで月次試算表等の財務データが、複数の金融機関に同時に送信するシーンにおいて、遡及修正が不可能な財務データが金融機関に自動的に共有される仕組みについて非常に興味深く視察された。

■(株)むらかみ 業種…酒類販売業、年商…1・3億円、関与年数40年超

株式会社PENTA FARM

「継続MASで経営者の『気づきとやる気』が引きだされる」

(株)PENTA FARMでは、3月決算を終えた決算報告会の場に同席。決算の着地について、B/SやP/Lの結果について分かりやすい説明が行われ、着地に基づいた継続MASによる将来の見通しについて、経営陣と巡回監査士の間でリアルな対話が披露された。経営者の思いと今後の打ち手が継続MASによって数字に置き換わり、将来の見通しが立っていく中で、まさに経営者の「気づきとやる気」が引き出された瞬間は感動的な場面となり、TKC会員事務所が、月次巡回監査や決算報告会等の場で行う経営助言業務が、中小企業庁の方々に深く実感される場面となった。

■(株)PENTA FARM 業種…食品製造業、年商…0・9億円、関与年数…13年

有限会社うしろのしょうめんだあれ

「認定支援機関による中小企業支援施策を活用」

(有)うしろのしょうめんだあれでは、事業再構築補助金を活用した新たな事業への取組状況や、コロナ禍の影響について

視察および意見交換が行われた。中小企業庁による各種支援施策が地域中小企業において活用され、その存続・発展と地域活性化に寄与している様子が実感される視察となった。

■(有)うしろのしょうめんだあれ 業種…飲食業、年商…0・5億円、関与年数…32年

中小企業の予兆管理に月次巡回監査が有効

今回の視察では、中小企業庁の方々に、TKC会員事務所が行う月次巡回監査が関与先企業の経営にいかに関与し、経営者にとって欠かせないものであるかを理解いただく機会となった。中小企業の「予兆管理」には、認定支援機関である税理士事務所が行う「月次巡回監査」が有効であり、経営者との対話によって企業の現状や課題が把握され、早期に問題を発見し、対策を講じるといったモニタリングが可能となることは疑いの余地はない。中小企業支援委員会では、今後も本企画を継続し、多くの中小企業支援機関にTKC会員事務所が行う月次巡回監査と経営助言業務の価値を理解いただくよう努めていきたい。

(TKC全国会事務局 松本祥彦)

月次巡回監査視察を終えて

中小企業庁

金融課 課長補佐 上田大晃

「モニタリング研究会での議論を通じて、税理士（事務所）の機能に大きな関心を抱きました。特に、中小企業の経営力強化を目的に置いた時に、ファイナンスとモニタリングの好循環や、経営者の自走といった観点が重要であり、税理士の持つ機能がキードライバーの一つになるという仮説を持っていました。こうした中で、現場訪問の機会をいただき、その考えは確信に変わっています。ここに金融機関や信用保証協会等の金融側の主体がどう関与していけるか、検討していけると興味深いのではと思います。」

また、何よりも高田税理士事務所の皆様と事業者の皆様が、平時からのこまめな対話を通じて、良きパートナーとして信頼関係を構築してきたことが、よくわかりました。たとえネガティブな状況でも、事実は真正面から伝えた上で、改善の方向性は同じ目線で寄り添って考えることで、事業者がモチベートされていく様は、思わず震えるほどでした。こうした信頼関係の構築を含めた事業者支援の観点から

見た時に、TKCモニタリング情報サービスが月次巡回監査を受けて作成された決算書や試算表が金融機関や信用保証協会に届くだけでなく、現場において大変有効なコミュニケーションツールでもあること、このようなサービスがより普及していくことの重要性を再認識いたしました」

中小企業庁

財務課 課長補佐 田尻雄裕

「中小企業の皆様の経営課題に向き合う姿と寄り添いながらサポートをされている高田税理士事務所の皆様の支援の現場を拝見し大変勉強になりました。企業訪問という形で現場を拝見する機会はこれまで何度かあったのですが、実際の財務の状況を拝見しながら、というリアルなおケーションは初体験でしたので、気づきが多く、大変勉強になりました。」

特に訪問先の皆様に共通する点として、月次巡回監査によって自らの事業に対する現状理解がクリアであると感じました。加えて、現状理解を前提として、経営課題に対する問題意識が明確であり、課題解決に向けた対策検討や投資等の意思決定に取り組みされている姿が印象的でした。これも高田税理士事務所の皆様が月次

巡回監査による定量化とともに、健康診断的に毎月の経営の状況について対話され、意思決定をサポートされているが故なのだと言及がいった次第です」

高田勝人会員（TKC全国会中小企業支援委員会副委員長）

「今回の視察を受けるにあたり、所長は視察対象先との選定のみを行い、内容は各監査担当者に一任しましたので職員は相当な緊張があったと思いますが、結果的に職員を信頼し任せてよかったと感じています。毎月の巡回監査を通じて関与先企業と税理士事務所の信頼関係が構築され、よき伴走支援者としての役割を担っていることが、中小企業庁の方々にもご理解いただけたものと思います。また、視察先は中小企業庁の施策活用企業を中心に選定したため、特例事業承継税制、事業再構築補助金、ものづくり補助金、資本金ローンなどの政策についての意見交換もできました。

今回の視察を通じて、中小企業の身近な相談相手としての税理士事務所が存在が国に伝わった手ごたえを感じたのと同じように、今後ともその期待に応えていかねばならないとの決意を新たにしました」

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和7年6月30日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
政府系金融機関				
1 日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	51,807	6,655
2 日本政策金融公庫(中小企業事業)	東京都	令和2年12月	8,540	—
3 商工組合中央金庫	東京都	平成29年7月	8,175	2,227
都市銀行				
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年2月	5,353	1,085
2 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	4,450	605
3 みずほ銀行	東京都	令和元年9月	3,401	529
4 りそな銀行	大阪府	平成29年10月	3,391	483
5 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	2,284	444
地方銀行・第二地方銀行(上位50行)				
1 静岡銀行	静岡県	平成29年3月	4,762	1,425
2 八十二銀行	長野県	平成30年5月	3,662	759
3 北洋銀行	北海道	平成29年1月	3,606	498
4 足利銀行	栃木県	平成28年10月	3,412	855
5 千葉銀行	千葉県	平成29年2月	3,202	570
6 中国銀行	岡山県	平成28年12月	3,164	603
7 北陸銀行	富山県	平成29年4月	3,139	414
8 群馬銀行	群馬県	平成29年1月	3,053	536
9 京都銀行	京都府	平成30年7月	3,022	571
10 広島銀行	広島県	平成28年11月	2,528	403
11 第四北越銀行	新潟県	平成29年7月	2,497	641
12 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,479	459
13 あいち銀行	愛知県	平成31年3月	2,400	436
14 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年5月	2,385	339
15 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	2,371	509
16 武蔵野銀行	埼玉県	平成30年8月	2,304	420
17 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	2,286	431
18 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年7月	2,221	456
19 名古屋銀行	愛知県	平成31年2月	2,174	339
20 北國銀行	石川県	平成28年11月	2,172	347
21 福岡銀行	福岡県	平成29年3月	2,077	371
22 七十七銀行	宮城県	令和元年6月	2,041	618
23 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,964	339
24 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,952	215
25 東邦銀行	福島県	平成29年1月	1,892	313
26 百五銀行	三重県	平成28年10月	1,835	310
27 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,760	314
28 北海道銀行	北海道	平成29年4月	1,750	243
29 京葉銀行	千葉県	平成29年8月	1,740	305
30 きらぼし銀行	東京都	平成29年7月	1,674	236
31 関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,671	189
32 滋賀銀行	滋賀県	平成29年1月	1,665	348
33 清水銀行	静岡県	平成29年4月	1,622	666
34 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,534	253
35 池田泉州銀行	大阪府	平成29年5月	1,533	214
36 三十三銀行	三重県	平成28年10月	1,517	265
37 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,501	311
38 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,415	148
39 大光銀行	新潟県	平成29年6月	1,373	438
40 琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	1,363	171
41 筑波銀行	茨城県	平成29年3月	1,320	222
42 秋田銀行	秋田県	平成29年5月	1,311	177
43 山口銀行	山口県	平成28年11月	1,296	259
44 東和銀行	群馬県	平成28年10月	1,265	256
45 宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	1,260	168
46 百十四銀行	香川県	平成28年12月	1,244	184
47 十八親和銀行	長崎県	平成29年5月	1,231	142
48 山梨中央銀行	山梨県	平成29年2月	1,218	301
49 岩手銀行	岩手県	平成30年4月	1,217	206
50 山台銀行	宮城県	平成28年12月	1,178	454
上記以外の地銀・第二地銀	計		33,978	6,406

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
信用金庫(上位30庫)				
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年1月	2,817	831
2 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	2,349	638
3 多摩信用金庫	東京都	平成29年8月	2,215	454
4 埼玉縣信用金庫	埼玉県	平成30年12月	2,149	388
5 京都中央信用金庫	京都府	平成29年1月	1,723	371
6 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年6月	1,697	735
7 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	1,464	274
8 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年5月	1,417	159
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	1,349	189
10 城北信用金庫	東京都	平成30年5月	1,287	215
11 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	1,283	525
12 北海道信用金庫	北海道	平成29年3月	1,267	161
13 尼崎信用金庫	兵庫県	令和2年2月	1,239	147
14 広島信用金庫	広島県	平成30年6月	1,220	113
15 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	1,217	105
16 巣鴨信用金庫	東京都	平成29年5月	1,201	212
17 大阪信用金庫	大阪府	令和元年12月	1,183	121
18 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年6月	1,157	240
19 東京東信用金庫	東京都	平成29年1月	1,128	160
20 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	1,093	89
21 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	1,078	122
22 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年9月	1,071	262
23 城南信用金庫	東京都	平成30年2月	1,031	122
24 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	969	188
25 碧海信用金庫	愛知県	平成30年7月	962	191
26 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年9月	901	232
27 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	895	179
28 帯広信用金庫	北海道	平成29年1月	888	80
29 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年1月	884	142
30 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年2月	851	109
上記以外の信用金庫	計		53,163	10,957

信用組合(上位5組合)				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	1,095	397
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	763	107
3 広島市信用組合	広島県	平成30年2月	459	34
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	431	84
5 新潟縣信用組合	新潟県	平成30年11月	387	92
上記以外の信用組合	計		7,712	1,801

信用保証協会(上位5協会)				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年6月	3,042	316
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年5月	2,233	376
3 東京信用保証協会	東京都	令和4年4月	2,138	441
4 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	2,056	810
5 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年7月	1,293	170
上記以外の信用保証協会	計		16,142	4,019

金融機関業態区分別集計

金融機関業態区分	全金融機関数	金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	90,350	12,457
2 地銀・第二地銀	97	96	137,236	26,053
3 信用金庫	254	247	93,148	18,711
4 信用組合	129	77	10,847	2,515
5 信用保証協会	51	44	26,904	6,132
6 その他	—	23	517	176
合計	541	497	359,002	66,044

※個人事業者の申込も件数に含まれます。

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(497機関)

令和7年6月30日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
室蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
きたそらち農業協同組合
東神楽農業協同組合
十勝清水町農業協同組合
北海道信用保証協会

■ 青森県

青森みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫
岩手信用保証協会

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
社の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
北部信用組合
山形中央信用組合
山形第一信用組合

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫

白河信用金庫
須賀川信用金庫
みまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合
茨城県信用保証協会

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しのみ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫
熊谷商工信用組合
埼玉県信用保証協会

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合
東日本信用漁業協同組合連合会
千葉県信用保証協会

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
東京信用金庫
東京北信用金庫
瀧野川信用金庫
青鴨信用金庫
業梅信用金庫
多摩信用金庫
文化産業信用組合
東京厚生信用組合
東信用組合

江東信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合
PayPay銀行
東京信用保証協会

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
神奈川県医師信用組合
神奈川県歯科医師信用組合
神奈川県信用保証協会
川崎市信用保証協会

■ 新潟県

第四北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟県信用組合
興栄信用組合
はばたき信用組合
協栄信用組合
巻信用組合
新潟大米信用組合
塩沢信用組合
糸魚川信用組合
十日町農業協同組合
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
桑名中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫

飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用農業協同組合連合会
長野県信用保証協会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
浜清信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
ハイナン農業協同組合
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

あいち銀行
名古屋銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋信用保証協会

■ 三重県

三十三銀行
百五銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合
滋賀県信用保証協会

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北部信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫
のぞみ信用組合

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県医療信用組合
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫
紀南農業協同組合

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県農業協同組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
古備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合
広島県信用保証協会

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用農業協同組合連合会
山口県農業協同組合
山口県漁業協同組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫
徳島県信用保証協会

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行
高松信用金庫
観音寺信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川之江信用金庫
うま農業協同組合
愛媛たいき農業協同組合
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫
遠賀信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひびき信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三菱信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合
熊本県信用保証協会

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
べっぴん日出農業協同組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
奄美大島信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島信用農業協同組合連合会
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会

『TKCモニタリング情報サービス通信』のバックナンバーは
TKCグループホームページでご覧いただけます。

URL : <https://www.tkc.jp/fx/bank/magazine>



『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.70

発行日 令和7年7月30日

発行所 株式会社 **TKC** SCG営業本部
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 中村・井上